

市民助け合いネット

仲間通信

「指定管理者制度」特集号

発行
NPO法人
市民助け合いネット
代表 片岡 興一
〒270-0114 流山市東初石1-112-5
☎ 04-7153-5733

指定管理者制度

流山市の指定業者選定に問題あり!

流山市の「指定管理者制度」対象施設と、決定した指定業者一覧

施設名	要専門性	決定した指定業者	実績有無	摘要
福社会館(6カ所)		鈴シルバー人材センター	有	市の外郭団体
流山福社会館		社会福祉協議会	有	市の外郭団体
ケアーセンター	◎	社会福祉協議会	有	市の外郭団体
さつき園	◎	社会福祉法人まほろば	有	障害者作業施設
市民総合体育館		流山市体育協会	無	市内の公共団体
市民プール		流山市体育協会	無	市内の公共団体
北部柔道場		流山市体育協会	無	市内の公共団体
コミュニティプラザ		帝国ビル管理協同組合	有	㈱の集合体(東京)
生涯学習センター		アクティオ㈱	有	当該目的専門企業(東京)
一茶双樹・黎明		㈱グリーンダイナミックス	有	松戸市の企業
相馬ユートピア	◎	㈱流山ふるさと振興公社	有	㈱が市の外郭団体

◎は、専門性が必要な施設

政の直営か外郭団体しか管理運営できなかつた、地方自治体の「公的施設(公民館、福祉社会館など)」を、個人以外の団体(含む一般企業)にその業務を委託することができます。「指定管理者制度」が導入されました。

流山市でも「行政の市民との協働」「行政コストの削減」「市民へのサービス向上」をかけ、この制度を導入。十六の施設をその対象施設として発表し、参加団体を募集しました。十六施設に対し、応募したのは四十九団体。選定の結果は、行政の身内といわれる外郭団体や東京の民間企業だけで、「生涯学習センター」の管理運営に応募した「市民助け合いネット」をはじめ、応募した七つの市民団体は全て選ばれませんでした。(十六施設と選定された指定業者は左記のとおりです)

果からは、まず第一に「実績」が優先されているといわざるを得ません。第二に、指定された事業者ほとんどが身内の団体で、残りも市外の実績のある企業が指定されました。応募した市内の七つの市民団体(NPO法人を含む)は、一ヵ所も指定されていません。いま、全国的に大きな潮流となり、流山市も力を入れている「市政への市民参加」と、このたびの「指定管理者制度」の視点から、この結果を考えて見ると、幾つかの問題点が浮かび上がります。

これでは、地域の市民公益団体が育たない

流山市の急務、「市民公益団体の育成」

流山市では、「行政への市民参加」を促進するため、次のような諸施策を実施しています。

- ・「財政再建」「市民サービス向上」のため、市民の力を必要とし、行政改革審議会からの答申を受けて策定された「行政改革実行計画」では、「行政への市民参加」を柱の一つとしている。
- ・市民活動推進室を十六年四月に新設。市民活動推進センターも十八年四月から開設するなど、市民公益団体の育成に力を入れようとしている。

- ・パートナーシップ市民会議(市民十七名)を開催(9回)し

て、行政と市民の「協働」(「ラボレーション)について提言

を受けて、「パートナーシップ指針」を策定し、助成金制度も創設した。

このような状況の中、今回の「指定管理者制度」の導入は、本格的な「市民参加」の絶好のチャンスであったにもかかわらず、いざ「市民参加」の『実』を探り込む今回の選定には、最初から市民団体には門戸を閉ざしているのではないかと疑われ、「市民参加」の視点が全く抜けているといわざるを得ません。これでは、行政の本気度が疑われ、市民側の「参加」意欲も減退します。「市民団体」の育成は望めないでしょう。(2面へ)

真の「市民サービス」の向上はできるのか

実績最重点の選定ではたして「良質なサービス」を行える団体を選定できたのでしょうか。実績（経験）は確かに大切なことです。しかし、実績に全幅の信頼を置けないことは、今、社会の中でもたくさん起こっています。安全牌ではありません。

専門性を必要とする施設（今

回のさつき園など）は実績を重視するべきですが、「実績があれば安心」という考えを重視するあまり、リスクが少ないにもかかわらず、メリットの多い新しいことが行われず、進歩が図れないばかりか、前記の問題①のようになります。

そして、「実績」重視で選定されると、実績のない市民団体などが無く、未来永劫指定されないことになります。

●選定期間はたった三日間●

今回の選定に要した時間は、

十一月一日から七日（実働三日間）です。この少ない時間で、応募四十九団体を充分比較検討したり、実施している地元の評議判を聞くなど「良質なサービ

ス」が提供できるかどうか検討できたのでしょうか。

また、福祉会館ハカ所全てを

一つの事業者に指定したのも問題です。同じような施設は、複数の事業者間による競争の原理を働かせ、サービスの向上を図ることです。

実績（経験）が減退します。

問題③

「選定基準」公平性が認められない

選定基準や配点は、まだ情報公開されていないため不明です

が、近隣先行市の市川市や松戸市と同じだとすると（ほぼ同じとの情報あり）、選考基準に大きい問題があるといえます。

市民団体が弱点とする「実績」や「財政基盤」など企業や

公共団体などを高く評価する項目が入っている反面、市民団体

の強みとする「市民の立場と目線による企画・運営」や「地元の雇用」「中高年の能力・技術の活用」「利益の地元への還元

など、市民にとってのメリット

といえる市民団体を高く評価す

る項目が入っておらず、公平・平等に欠け、片手落ちです。

平素、「公平」を標榜している行政らしくありません。

施設で異なる選定基準

対象施設のうち、体育施設以外はすべて「実績」と「財政基盤」が重要視されて選定されています。

これは、同様施設運営を経験していることによる「安心感」と、その団体の経営の「安定度」を評価したものでしょう。

特に、障害者施設やケアセンターなどは専門性が必要で、実績度」を評価したものであります。

これは、同様施設運営を経験していることによる「安心感」と、その団体の経営の「安定度」を評価したものであります。

特に、障害者施設やケアセンターなどは専門性が必要で、実績度」を評価したものであります。

今後に向けて…、「提案」と「要望」

①「選定基準」の見直し

次回までに、「選定基準」を公平さを期するため、市民団体を評価する次の項目を加える。（案に対してもパブリックコメントを求める）

①市民の立場、目線や気持ちによる企画と管理運営

②中高年の能力・スキル・人脈の活用

③地元での雇用の創造

④該当施設での収益の地域還元

⑤市民参画意欲の向上

②今回の指導業務の一市民団体への再託

・前述の実績重視の弊害を緩和するため、市民団体に学習、経験する「場」を提供して、実績を作るチャンスを与える。

・議会の決定を経て指定事業者が確定されたあと、指定業者と結ぶ「協定」に、市民団体への「再委託」を明記する。

それにより、実績と資金力のある企業などの強みと、市民団体の強みが融合して補完しあう、全国的にも珍しい行政と企業と市民団体二者のコラボレーション（協働）を実現する。

選定作業には充分に口数をかけ、応募団体の比較検討など充分精査する。

③選定期間を充分にとる

市民公益団体には、大手企業のO.Bで、有能で高いスキルと人脈を持った市民がたくさん参画している。ビジネス社会で巨額の金額を動かす企業の経営実績を持つ人、また、企画、生産、営業、財務、人事などあらゆる分野で長年もまづ鍛えられてきた人たちもいる。

このような仲間をまとめてマネージメントするのも、競争

頼すると共に、豊富な市民の潜在力を活用すべきである。